

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策のうち
スマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業実施要領

農林水産省農産局長通知
制 定 令和8年1月14日付け7農産第3856号
一部改正 令和8年2月2日付け7農産第4394号

第1 対象事業

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策のうちスマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業費補助金交付等要綱（令和8年1月14日付け7農産第3678号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）に定めるスマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業の実施については、交付等要綱に定めるものほか、この要領に定めるものとする。

第2 事業の構成

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策のうちスマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業は次の事業メニューにより構成され、事業メニューごとの事業内容、事業実施主体、補助率等は事業メニューごとに定める別記のとおりとする。

- (1) スマート技術体系転換加速化支援（広域型）（別記1-1）
- (2) スマート技術体系転換加速化支援（地域型）（別記1-2）
- (3) 全国推進事業（別記2）

附則

この通知は、令和8年1月14日から施行する。

附則

- 1 この改正は、令和8年2月2日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領に基づいて実施された事業については、なお従前の例による。